

南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）パブリックコメント手続に寄せられた意見と市の対応方針

○募集期間 令和7年8月1日(金) から令和7年8月20日(水)

※地域協議会 小高区：令和7年7月25日(金)、鹿島区：令和7年7月28日(月)、原町区：書面開催

○意見等総数 24件(意見6件、質問18件)

No.	意見等提出先	意見等	回答	
			対応	市の考え方
1	小高区地域協議会	保育園等に通つていいないこどもはどのくらいいるか把握しているのか。	質問	令和7年4月1日時点の本事業の対象者は、0歳6ヶ月から1歳未満が71人、1歳児が101人、2歳児が92人です。
2	小高区地域協議会	保育士の負担が多くなるのではないか。保育士の負担が多くなり、制度を作ったが利用できないということにならないようにしていただきたい。	意見	令和6年度及び令和7年度は、利用定員の利用可能枠の中で実施している状況です。令和8年度からは私立施設でも実施可能となる予定ですが、私立施設での受け入れ可能な範囲で実施をしていただくよう検討しているところです。令和8年度の実施に向け、私立施設と情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。
3	小高区地域協議会	月10時間で短時間の預かりだが、足りているのか。	質問	利用時間について、令和6年度に試行的事業を利用された方に対し、アンケートを実施しております。アンケートの結果、20時間や30時間に多くしてほしいというご意見はいただいている状況です。
4	小高区地域協議会	こども未来戦略方針の一環と思うが、国から何らかの補助はあるのか。	質問	令和8年度からは給付制度となり、私立施設で実施した場合、年齢によって1時間当たり決められた額が給付される予定です。

No.	意見等提出先	意見等	回答	
			対応	市の考え方
5	小高区地域協議会	外部評価を行うというころですが、どこの部署を想定しているのか、どんな形で行うのか。	質問	現時点では国から示されておりませんので、今後国の示す情報を基に確認しながら、適切に対応していく考えです。
6	小高区地域協議会	この取り組みが実施される背景にあった課題はどういうものなのか。	質問	在宅で子育てをする保護者の中には、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている場合があります。保育士と関わることにより、不安解消に繋げることも可能となり、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わることができることや同じ年齢のこどもと触れ合いながら、家庭では得られない経験を通じて物や人への興味や関心が広がることなどから、こども誰でも通園制度が創設され、令和6年度は試行的事業、令和7年度に制度化、令和8年度から本格実施されることになります。
7	小高区地域協議会	対象が保育園や幼稚園に通っていないお子さんということでしたが、例えば幼稚園の春休み期間や夏休み期間は預けられなくなりますか。	質問	幼稚園に通っているお子さんは、春休みや夏休み期間に、幼稚園の預かり保育を利用することができます。

No.	意見等提出先	意見等	回答	
			対応	市の考え方
8	小高区地域協議会	条例制定の施行が令和8年4月となっており、実施するにあたり準備が必要と思うが、どのように進めて行くのか。市民に対する周知はいつ頃実施するのか。	質問	条例制定について、12月議会に上程し、議会の議決を得て、1月から準備を進めていきたいと考えております。 また、市ホームページや乳幼児健診時にリーフレットを配布し、周知をしてまいります。
9	小高区地域協議会	実際、何人のお子さんがこの制度を利用しているのか。	質問	令和6年度の試行的事業では、27人が利用登録をしており、実際に利用された方は23人になります。
10	鹿島区地域協議会	鹿島区では、何カ所くらいで実施を考えているか。	質問	令和7年度に実施している鹿島区の施設は、かしま保育園とかみまの保育園の2カ所になります。
11	鹿島区地域協議会	要望すれば、利用できるのか。預かるにあたって、料金はいくらか。	質問	令和6年度の試行的事業では、かしま保育園が1人、かみまの保育園が2人の利用でした。令和7年度は、現時点で鹿島区の利用者はおりません。料金について、令和6年度及び7年度は無料で実施しております。
12	鹿島区地域協議会	利用者が少ないのではないか。	質問	本市では、2歳以下の保育園等を利用されるお子さんが多いため、就園されている率が全国よりも高い状況にあるため、利用者が少ないと考えております。

No.	意見等提出先	意見等	回答	
			対応	市の考え方
13	鹿島区地域協議会	預かるにあたって制度が長期的となり、職員の負担等があるのではないか。	質問	<p>令和6年度及び令和7年度の受け入れ人数には、預かることができる利用可能枠の中で実施しております。</p> <p>また、保育士の負担が多くなるのではないかということが最も懸念されている部分です。この事業は本格実施に向け、現在、国で検討会を進めており、保育士確保のためには、給付費や職員1名採用可能となる制度設計などの意見も上がっておりまます。国で意見を集約しているところですので、国の動向を注視してまいります。</p>
14	原町区地域協議会	医療時ケア児や障害のある子どもの受け入れ態勢はどうなっているか。	質問	<p>利用認定時に医療的ケアを必要とするこどもを把握した場合、面談等によりこどもの特性や状態、保護者の状況等について丁寧に把握した上で、医療的ケアへの対応や受け入れの可能性について検討を行います。医療的ケアを必要とするこどもの受け入れに当たっては、関係機関や保護者の理解・協力が欠かせませんので、こども一人ひとりの特性や状態に応じた支援が行われるよう、関係機関との連携体制を構築してまいります。</p>

No.	意見等提出先	意見等	回答	
			対応	市の考え方
15	原町区地域協議会	保育士の雇用と待遇はどうなっているか。	質問	令和6年度及び令和7年度は、利用定員の利用可能枠の中で実施しており、こども誰でも通園制度の実施にあたり、保育士は雇用していない状況です。実施における保育士の雇用は、実施事業者が行います。令和8年度以降は給付制度となる予定ですので、実施施設に対して、園児1人あたりの単価に応じ、給付される予定です。
16	原町区地域協議会	保護者の利用料はどうなっているか。	質問	令和7年度の実施において、国が示した要綱では、保護者負担を1時間あたり300円程度を標準としていますが、令和8年度以降の利用料については、国から示されておりません。制度開始に向け、検討してまいります。
17	原町区地域協議会	職員（保育士、事業従事者）については、人員が不足しないように対応していただきたい。	意見	令和7年度の公立施設での実施では、利用定員の利用可能枠の中で実施しておりますが、令和8年度以降についても、実施施設と情報共有しながら、人材が不足しないよう取り組んでまいります。

No.	意見等提出先	意見等	回答	
			対応	市の考え方
18	原町区地域協議会	<p>現在子育て支援センター等で行っている「一時預かり事業」と対象者や目的が異なってはおりますが、類似する部分があると思います。</p> <p>そのすみわけについて、利用される市民の方が申請される際迷わないような周知をお願いしたいと思います。</p>	意見	<p>一時預かり事業は、保護者のリフレッシュや通院等の保護者の都合によるものです。一方こども誰でも通園制度は、保護者の都合ではなく、お子さんが家庭とは異なる環境や、家族以外の人と関わる機会が得られ、同年齢のこどもと触れ合うことができるこどものための制度です。</p> <p>周知について、市ホームページや乳幼児健診時にリーフレットを配布する予定です。利用の際は、丁寧に説明し、周知をしてまいります。</p>
19	原町区地域協議会	<p>受け入れ施設について・居室設備面積基準について、それぞれ国が定める基準からすでに在園児が定員に達しており、保育室で過ごしている現状では誰でも登園で受け入れるお子さんについては別室での預かりとするならば、その別室にベッドや調乳室、ほふく室が設けられていない場合は改修が必要と考えるが見解を伺う。また、改修に対する補助は市で考えているのか併せて伺う。</p>	質問	<p>専用室で乳児を預かる場合、調乳設備等が必要になると考えられます。令和7年度においては、こども誰でも通園を実施するために必要な改修に対し、国の補助事業があります。補助割合としては、国1/2、市1/4、事業者1/4となっております。</p> <p>また、令和8年度以降の補助事業については、まだ詳細が示されておりませんので、示された際には、お知らせいたします。</p>

No.	意見等提出先	意見等	回答	
			対応	市の考え方
20	原町区地域協議会	以前にも別途会議で質問して明確な回答がなかったので再度質問するが、0歳6ヶ月から満3歳未満の子どもたちを受け入れる際、現在も保育士が余裕なく働いている状況下では新たに職員を採用することになるが、資格として市町村長が行う研修を修了した者と記してあるが、そのような人を採用した場合の人事費はどうなるのか伺いたい。	質問	令和8年度以降は給付制度となる予定のため、私立施設で実施した場合、利用者1人あたりの単価を基に給付される予定です。金額が国から示された際には、お知らせいたします。

No.	意見等提出先	意見等	回答	
			対応	市の考え方
21	原町区地域協議会	<p>「子ども誰でも通園制度」は、子育て世帯の多様なニーズに応える有意義な制度であり、南相馬市としても積極的に取り組むべき施策であると考えますので賛成です。</p> <p>近年、移住促進により本市でも単身世帯や共働き家庭が増加傾向にあります。それに伴い、「子どもを預けたくても預け先が見つからない」といった声が多く寄せられていると思います。本制度の導入により、家庭の状況にかかわらず一時的に保育施設を利用できるようになることで、保護者の育児負担や精神的な孤立感の軽減が期待されると感じます。</p> <p>また、育児に伴うストレスや不安の緩和に寄与し、地域全体で子どもと家庭を支える体制づくりにも資するものと考えます。市が進める子育て支援政策の一環として、「子育てにやさしいまち・南相馬」を体現する施策であると評価しております。</p> <p>一方で、本制度の導入にあたっては、「育児を担う責任感の希薄化」など、子育てに対する意識の低下を助長しないよう、丁寧な制度設計と周知が求められます。単なる利便性の提供にとどまらず、親子関係の形成や家庭教育の重要性を同時に啓発していくことが必要と感じました。</p>	意見	<p>こども誰でも通園制度は、保育施設等に通園していないお子さんを対象に、保護者の就労の有無に関わらず利用できる制度です。こどもたちが家庭とは異なる環境で同年齢のこどもと触れ合い、在宅では得られない経験や多様な人と関わる機会を通じ、心身の健やかな成長・発達にも良い影響が期待されます。</p> <p>制度開始にあたり、保護者への丁寧な説明を行い、実施施設と情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、在宅で子育てをする保護者の中には、孤立感や不安感を抱えながら子育てする場合もあり、専門的な知識や技術を持つ保育士と関わることで、不安解消につなげることが可能となります。「孤立した育児」の中で、不安や悩みを抱えている保護者に対し、親子関係の形成や家庭教育の重要性についても、寄り添った対応をしてまいります。</p>

No.	意見等提出先	意見等	回答	
			対応	市の考え方
22	原町区地域協議会	資料1-1 利用時間…（令和7年度は月10時間を上限）と記載されていますが、上限月10時間となつた理由はどのように決められたのでしょうか。	質問	こども誰でも通園制度は、「こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としています。利用時間について、国では月10時間を基準としており、家族以外の人と関わる機会が得られ、同年齢のこどもと触れ合いながら家庭では得られない様々な経験ができ、良質な成育環境を提供するために必要な時間とされております。
23	原町区地域協議会	資料1-1 利用料…事業所が直接徴収することを想定の所に具体的に1時間につきの利用料金を（利用者は）記載があれば安心できるのではと思いますが如何でしょうか。	意見	令和7年度の実施において、国が示した要綱では、保護者負担を1時間あたり300円程度を標準としていますが、利用料金は施設で設定することができるため、金額は記載しておりません。令和8年度以降の利用料金については、制度を開始する際に周知してまいります。
24	原町区地域協議会	資料1-1 職員の配置基準 0歳児概ね3人につき1人のところは1人以上なのですね。	意見	ご指摘のとおり、0歳児概ね3人につき1人のところは3人につき1人以上です。